

Ⅱ 計 画 事 項

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町別面積

単位 面積：ha

区分		面積	備考
福岡森林計画区計		39,650.23	
市 町 別 内 訳	福岡市	8,119.43	
	筑紫野市	3,834.04	
	春日市	46.29	
	大野城市	954.88	
	宗像市	4,322.66	
	太宰府市	1,042.67	
	古賀市	1,133.25	
	福津市	1,247.73	
	糸島市	8,532.44	
	那珂川市	4,103.55	
	糟屋郡	宇美町	1,145.60
		篠栗町	2,163.53
		志免町	7.30
		須恵町	495.18
		新宮町	343.03
		久山町	2,110.22
		粕屋町	48.43

- (注) 1. 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
2. 本計画の対象となる森林(次の(1)の事項については保安林及び保安林施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内、森林経営計画がたてられている森林を除く。)は、次の(1)～(3)の事項の対象となる。
- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の開発行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出
3. 森林計画図の縦覧場所は、福岡県農林水産部農山漁村振興課、福岡農林事務所及び計画の対象となる森林を有する各市役所、町役場である。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林資源の状況、流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の発揮に対する要請、木材需要の動向、豪雨の増加等の自然環境の変化等を総合的に勘案しつつ、森林の有する各機能を高度に発揮するための森林施業の実施、育成複層林への転換、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害や野生鳥獣の被害防止対策等の取組を推進することにより、多様な森林の整備及び保全を図ることとする。

森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標については、次のとおり定める。

ただし、「地球環境保全機能」は、二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であるため、保全の目標等は設定しないものとする。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

② 山地災害防止機能 ／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

⑥ 生物多様性保全
機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林整備及び保全の推進に当たっては、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた適正な森林整備の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することを基本とする。

また、花粉発生源対策を加速するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。

加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を推進する。

また、農山村地域の振興に欠くことのできない施設である林道等の路網を計画的に整備することとする。

あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するため、森林 GIS 等の効果的な活用を図る。

① 「水源涵養機能森林」^{かん}の森林整備及び保全の基本方針

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池及び湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養^{かん}の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を推進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。

また、立地条件や地域住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

② 「山地災害防止機能／土壌保全機能森林」の森林整備及び保全の基本方針

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山

地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や地域住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

③ 「快適環境形成機能森林」の森林整備及び保全の基本方針

地域住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

④ 「保健・レクリエーション機能森林」の森林整備及び保全の基本方針

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、地域住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や地域住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑤ 「文化機能森林」の森林整備及び保全の基本方針

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑥ 「生物多様性保全機能森林」の森林整備及び保全の基本方針

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理

の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。特に、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦ 「木材等生産機能森林」の森林整備及び保全の基本方針

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化及び路網の整備並びに機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とし、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を図ることとする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

(単位 面積：ha 材積：m³/ha)

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	25,226	25,133
	育成複層林	160	462
	天然生林	10,944	10,872
材 積		365	356

- ① 育成単層林 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為^{注1}により成立させ維持される森林。
- ② 育成複層林 森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層^{注2}を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。
- ③ 天然生林 主として、天然力^{注3}を活用することにより成立させ維持される森林。

注1：「人為」とは、目的に応じ、植栽、天然更新補助（地表処理、刈出し、植込み、芽かき）、下刈り、除伐及び間伐等の保育作業を行うこと。

注2：「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから、異なる高さの樹木で構成されたもの。

注3：「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽、生育する力。

2 その他必要な事項

該当なし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の立木竹の伐採に当たっては、第2-1-(1) 森林の整備及び保全の目標並びに第2-1-(2) 森林の整備及び保全の基本方針により実施する。

なお、立木伐採の方法、立木の標準伐期齢及びその他必要な事項は、次の指針を標準として市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法により実施し、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林は伐採・植替え等を促進するものとする。

伐採跡地は連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること等を旨として、自然条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林資源の構成等を勘案して伐採範囲を定めるものとする。

併せて、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとする。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

① 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮するとともに、伐採跡地が連続して20 haを超えないものであることとし、適確な更新を図ることとする。

② 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部

を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）にするものとする。

（２）立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、市町村内の主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。また、特定苗木等が調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めることとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として森林施業、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務付けるものではないことに留意する。

基準 (単位 標準伐期齢：年)

地 区	樹 種							
	スギ	ヒノキ	マツ	スラッシュマツ テーグマツ	その他 針葉樹	クヌギ	ザツ・ その他 広葉樹	カシ類
福岡森林計画区	35	40	30	20	30	10	15	8

（３）その他必要な事項

① 主伐時期の目安

収穫期に達した人工林は、森林の世代サイクルを回復させるため、各林分の成長量や生産目標等を勘案したうえで計画的に主伐を推進することとする。

本県の標準的施業モデルによる試算では、一般材生産の場合について、スギは概ね55年生以上、ヒノキは概ね50年生以上での木材生産活動は、森林整備の継続を経済面で支えることが期待できることから、この林齢を主伐時期の目安として定めるものとする。

目安 (単位 胸高直径：cm 樹高：m)

樹 種	林 齢	生産目標	期待胸高直径	期待樹高
スギ	55年生以上	一般材生産	31	23
ヒノキ	50年生以上	一般材生産	22～25	17

注：標準的な成長量及び立地においての標準的施業モデルによる試算での目安であることに留意する。条件によっては主伐時期が前後する場合もある。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

森林所有者等の行う人工造林に当たっては、第2-1-(1) 森林の整備及び保全の目標並びに第2-1-(2) 森林の整備及び保全の基本方針により実施することとする。

造林樹種、造林の方法、人工造林をすべき期間については、次の指針を標準として市町村森林整備計画において定めるものとする。

ただし、保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽するものとする。

① 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種を定めるに当たっては、適地適木を旨として、地域の自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、種苗の需要動向及び木材の利用状況等を勘案し、以下の樹種を標準として市町村森林整備計画において定めるものとする。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定が行われるよう留意する。

苗木の選定については、成長に優れた特定苗木や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の確保を図るため、その増加に努めることとする。

なお、風致の維持や特定の動物の採餌などのため、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等とも相談のうえ、適切な樹種を選択することとする。また、そのような樹種を植栽すべき区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用することを明らかにした上で樹種を定めるものとする。

標準的な人工造林の対象樹種

樹 種 名
スギ、ヒノキ、マツ、クスギ、ケヤキ、その他広葉樹

② 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の適確な更新を図ることを旨として、自然条件、既往の造林方法等を勘案して定めるものとし、人工造林については標準的な植栽本数を定めるものとする。この場合、地域の自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を定めるものとし、多様な森林の整備を図る観点から、多様な生産目標を

想定した幅広い植栽本数を定めるよう留意する。

また、コンテナ苗を活用した伐採と造林を一体的に行う一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めるものとする。

複層林化を図る場合の樹下植栽については、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合にはそれを踏まえつつ、「人工造林の植栽本数」に定めた植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すべき旨を市町村森林整備計画に記載するものとする。

なお、森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持などのため、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等とも相談の上、適切な植栽本数を決定すべき旨を市町村森林整備計画に記載するとともに、そのような植栽本数を適応すべき区域が特定できる場合には、当該区域を記載するものとする。

ア 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、以下の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数を勘案して定めるものとする。

樹 種	植栽本数
ス ギ	1,500～3,000 本/ha
ヒ ノ キ	1,500～3,500 本/ha
ク ヌ ギ	2,000 本/ha 以上
その他広葉樹等	3,000 本/ha 程度

注） その他広葉樹等のうちセンダンについては、林業普及指導員等とも相談の上、既往の研究成果に基づき必要な保育施業を行い、森林の有する公益的機能の発揮が十分期待される場合に限り、400 本/ha を下限とすることができる。

イ 人工造林の標準的な方法の指針

（ア）地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮するものとする。具体的には、造林予定地内の雑草木を刈り払い、伐採木の枝条や刈り払った雑草木を斜面に一定間隔で整理するなど造林地等の傾斜等を考慮して適宜行うこととする。

なお、造林コストの縮減にもつながることから、主伐と造林の一体的な計画を進め、主伐作業と一体的な地拵えを積極的に実施するものとする。

(イ) 植付け方法

気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。具体的には、植栽時期は、苗木の成長開始の直前を目安として、2月～4月の間に行うこととするが、乾燥等気象条件を十分に考慮すること。また、苗木の根が充分入る程度の大きさの植え穴を掘り、根をよく広げて埋め戻し、土と根が密着するよう適度に踏み固めて、ていねいに植栽することとする。

なお、コンテナ苗については、上記の植栽時期以外でも高い活着率が見込め、専用の植栽器具を利用することで効率よく植栽を行うことができるため、積極的に利用するものとする。

③ 伐採跡地の人工造林すべき期間に関する指針

森林資源の造成とともに林地の荒廃を防止するため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林において、皆伐による伐採跡地を人工造林により更新する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、2年以内に更新するものとする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林において、択伐による伐採跡地で人工造林による更新を図る場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年以内に更新するものとする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況や母樹の存在等の森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

天然更新対象樹種、天然更新の方法、天然更新をすべき期間については、次の指針を標準として市町村森林整備計画において定めるものとする。

① 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、適地適木を主として、自然条件、周辺環境等を勘案し針葉樹、ブナ科、ニレ科等の広葉樹及び先駆性樹種のうち中高木の樹種であって、将来の森林の林冠を構成するもの、又は、遷移過程において中高木になりうる樹種とし、「福岡県天然更新完了判断基準」で定める樹種とするものとする。

② 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新に当たって、天然下種更新による場合は、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、芽かき又は植え込みを行うこととする。

ア 天然更新樹種の生育し得る期待成立本数及び更新すべき本数

期待成立本数	更新すべき本数
10,000 本/ha	3,000 本/ha

イ 天然更新の標準的な方法

(ア) 天然下種更新

(a) 地表処理

地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理などの作業を行うこととする。

(b) 刈出し

刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

(c) 植込み

植込みは、天然更新の不十分な箇所について行う。

なお、植込み樹種は林地の気候、地形、土壌等の自然条件、既往の成林状況、地域における経済的条件等を勘案するとともに、上層木の密度と樹種の耐陰性を考慮し、適切なものを選定するものとする。

また、植込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定するものとする。

(イ) ぼう芽更新

ぼう芽による更新を行う場合には、目的樹種のぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は苗木の植込みを行うこととする。

(ウ) 天然更新の完了を確認する方法

天然更新の完了確認については、伐採後、5年を超えない期間を経過した時点で、「福岡県天然更新完了判断基準」を用いて更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植込み等の作業を行って更新の確保を図るものとする。

③ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地については、森林資源の造成とともに林地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年以内に更新するものとする。

なお、5年後において適確な更新がなされない場合には、その後2年以内に植栽により更新するものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

① 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

次の指針を標準として市町村森林整備計画において定めるものとする。

ア 以下の条件に1つ以上該当する場合は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林である。

(ア) シカの生息密度が31頭/km²以上の地域(129ページ参照)にある森林で、シカ防護柵設置や駆除等の適切な防除を行わない場合

(イ) 下層植生が少なく表土が流失した森林

(ウ) 病虫害の発生箇所や岩石地等、天然下種及びぼう芽による方法では適確な更新が確保できない森林

② 植栽によらなければ適確な更新が困難となる可能性がある森林

現地状況を勘案し、必要であれば市町村森林整備計画において記載するものとする。

ア 以下の条件に1つ以上該当する場合は、植栽によらなければ適確な更新が困難となる可能性がある森林である。

(ア) 隣接広葉樹からの距離が100m以上離れている森林

(イ) 林齢40年生未満の森林

(ウ) 放置竹林と隣接する森林

(4) その他必要な事項

① 天然更新を行う場合における作業道の設置についての留意点

森林作業道での重機による踏み固めや表面浸食は、種子の発芽を妨げるほか、種子そのものの流出をもたらすため、天然更新を行う場合には、路網の配置や密度に十分に配慮するものとする。

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育に当たっては、第２－１－（１）森林の整備及び保全の目標並びに第２－１－（２）森林の整備及び保全の基本方針を踏まえて実施することとする。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法については、次の指針を標準として市町村森林整備計画において定めるものとする。

（１）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項について定めるものとする。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めるものとする。

間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐時期 (見込み林齢)							間伐の方法
		1 回 目 (除伐)	2 回 目	3 回 目	4 回 目	5 回 目	6 回 目	7 回 目	
スギ	1,500	△	35	50	65	80			収量比数0.9～0.6の 範囲で行い、1回の 間伐で動かす収量比 数を0.15以下とす る。
	2,000	△	22	35	50	65	80		
	2,500	△	16	25	35	50	65	80	
	3,000	(12)	17	24	35	50	65	80	
ヒノキ	1,500	△	18	27	38	49	60	80	収量比数0.9～0.65 の範囲で行い、1回の 間伐で動かす収量比 数を0.15以下とす る。
	2,000								
	2,500								
	3,000	(13)	18	27	38	49	60	80	
	3,500								

※ 間伐時期（見込み林齢）における樹高等については、（附）参考資料 6 その他（1）「施業方法別の施業体系」を標準とする。

※ 間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

※ 若齢級の初回間伐については列状間伐の導入に努めるものとする。

注１：保安林にあっては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率

の範囲内で行うものとする。

注2：1回目（除伐）の欄は、除伐作業に併せて本数調整を行う場合の見込み林齢を記載している。

注3：△については、除伐のみ行うものとする。

（2）保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類を原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について定めるものとする。

保育の標準的な方法

保育の種類	実施林齢・回数															備考
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
下刈り	1	1	1	1	1	1										1～6年生の各年に各1回 (スギ・ヒノキ林分)
つる切り					2回											5～15年生の間に2回
除伐					1回											5～15年生の間に1回

① 下刈り

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法を選定して行うこととする。

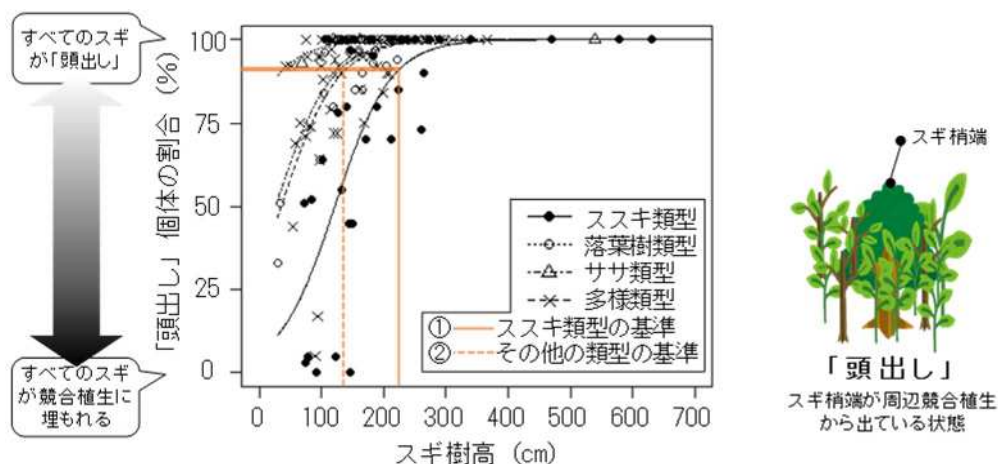
また、下刈りの終期は、植栽木が雑草木よりも高くなり被圧されなくなる時期を目安とし、目的樹種の成育状況、植生の種類及び植生高等を総合的に判断して定めるものとする。

スギ及びヒノキ林分の下刈りについては、6月から8月の間に全刈りを標準として行うが、必要に応じて9月までの間に2回目を行う。

クヌギ林分の下刈りについては、スギ及びヒノキ林分の下刈り時期より早めに行うのが望ましい。

なお、スギ林分の下刈りについて、多くの植栽木が次の図のような「頭出し」状態であれば、当年の下刈りを省略できる。

毎年下刈りの要否の判断基準（スギ）



② つる切り

つる切りは、つる類の繁茂状況に応じ適時適切に行うこととする。

③ 除伐

除伐は、目的樹種の成育が阻害されている箇所及び阻害される懸念のある箇所を対象に実施することとし、この場合、急激な環境変化が生じないよう配慮するとともに、目的外樹種であっても有用なものは残し、育成することとする。

除伐は、おおむね5年生から15年生の間に1回目の除伐を行い、必要があれば2～3年を隔てて2回目を行うこととする。

なお、侵入竹等により造林木の生育が阻害されている箇所については、適宜、除伐を行うこととする。

（３）その他必要な事項

間伐などの手入れが長期間行われずに荒廃した森林については、適切な整備の実施に努めるものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

① 区域の設定の基準に関する指針

公益的機能別施業森林は、森林の有する水源の^{かん}涵機能、土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要と見込まれる区域について設定するものとする。

また、公益的機能別施業森林の各区域の重複は認めるものとし、それぞれの森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定めることとする。

なお、公益的機能別施業森林の区域の設定に当たっては、下記により定める基準に基づき、市町村森林整備計画において定めるものとする。

ア 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 【水源^{かん}涵養機能維持増進森林】

水源かん養保安林や干害防備保安林の法令により森林施業の制限が設けられている森林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源^{かん}涵養機能の評価区分が高い森林等、個々の森林の立地条件、森林の内容、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点を踏まえて定めることとする。

イ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

【山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林】

【快適環境形成機能維持増進森林】

【保健文化機能維持増進森林】

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

【山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林】

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林の法令により森林施業の制限が設けられている森林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等、個々の森林の

立地条件、森林の内容、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点を踏まえて定めることとする。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

【快適環境形成機能維持増進森林】

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防火保安林の法令により森林施業の制限が設けられている森林、地域住民の日常に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等、個々の森林の立地条件、森林の内容、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点を踏まえて定めることとする。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

【保健文化機能維持増進森林】

保健保安林、風致保安林の法令により森林施業の制限が設けられている森林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特例緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの地域住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林、野生生物のため回廊となる森林等、個々の森林の立地条件、森林の内容、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点を踏まえて定めることとする。

② 森林施業の方法に関する指針

ア 水源^{かん}涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
【水源涵養^{かん}機能維持増進森林】

水源^{かん}涵養^{かん}機能の高度発揮を図るための森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の長期化、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

イ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

【山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林】

【快適環境形成機能維持増進森林】

【保健文化機能維持増進森林】

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図る森林のうち、これらの機能の高度な発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を基本とする。それ以外の森林については、択伐以外による複層林施業を行うものとする。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても各機能を発揮することができる場合には、長伐期施業を行ったうえで皆伐することも可能とする。皆伐を行うものについては、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の広葉樹を育成する施業を行うことが必要な場合には、当計画において定められている標準的な方法に従って適切な保育、間伐を実施するものとする。

（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

【木材生産機能維持増進森林】

① 区域の設定の基準に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域については、林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林等、個々の森林の立地条件、森林の内容、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点を踏まえて定めることとする。

あわせて、この区域のうち特に上記の視点と合致したものを、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定めることとする。

② 森林施業の方法に関する指針

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に

供給するため、生産目標に応じた伐採方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

（３）その他必要な事項

該当なし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設は、木材の搬出や多様な森林への誘導等の森林施業を効果的かつ効率的に実施するために、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じ、環境負荷の低減に配慮して行う。具体的には、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせ、低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。また、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応への視点を踏まえ、自然条件や社会的条件が良く将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、整備を推進する。

基幹路網の現状 (単位 路線数：路線 延長：km)

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	284	435,723
うち林業専用道	1	0.50

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの基本的な考え方は以下の表のとおりとし、林道等を開設することとする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 (単位 路網密度：m/ha)

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系作業システム	110	35
中傾斜地 (15°～30°)	車両系作業システム	85	25
	架線系作業システム	25	25
急傾斜地 (30°～35°)	車両系作業システム	60<50>	15
	架線系作業システム	20<15>	15
急峻地 (35°～)	架線系作業システム	10	10

注1：「架線系作業システム」とは、林内に仮設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。

注2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを仮設せず、車両系の林業機械で林内を移動しながら木材を集積、運

搬するシステム。

注 3 : 「急傾斜地」のくゝ書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

森林資源の賦存状況、既存の路網整備の状況、森林施業の実施状況並びに実施予定、森林経営計画の策定状況等を勘案し、計画期間内に路網整備等を推進する区域について設定するものとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網整備については、国が定める林道規程、県が定める林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針に基づき、適切な規格・構造の路網整備を推進するものとする。

(5) 林産物の搬出方法等

① 林産物の搬出方法

伐採・搬出指針（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知を踏まえ適切に実施するものとする。

② 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(6) その他必要な事項

国土保全及び自然環境の保全上特に必要な森林にあつては、開設に伴う山腹崩壊及び切り取り土砂を抑制するよう必要に応じて緑化工、土留工などの防止施設を設置する。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

地域の森林資源の現況、森林所有者の状況及び施業の実施状況を勘案して、不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ、森林の経営を担う森林組合や林業経営体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する長期の経営の受委託などに必要な情報の提供や助言、あつせんや地域協議会の開催による地域の合意形成等により、施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進を図るとともに、森林経営計画の作成を支援することにより、森林施業の共同化を促進するものとする。

併せて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報を活用した面的な施業の集約化を推進するなど、森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、林業経営に至っていない森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

① 森林組合の組織・機能の強化

県産材の安定供給体制を構築し、山村地域を活性化するため、通年雇用化や技能の客観的評価の促進に向けた役職員に対する研修の充実などに取り組み、森林組合の組織及び機能の強化を図るものとする。

② 民間事業体の技術力の向上

長期にわたり持続的な経営が実現できる意欲のある民間事業体を育成するために、ICTを活用した生産・管理の手法や安全で効率的な技術を習得する研修を強化するとともに、高性能林業機械の導入を支援する。

③ 林業に従事する者の育成、確保

林業への新規就業希望者に対して林業経営体との面談機会の拡大を図るとともに、就業後の定着を図るため、チェーンソーや刈払機等の基本研修並びにプロセッサ等の高性能林業機械による伐木集材などの高度な技術研修を実施し、技術者の育成を図るものとする。

あわせて、異業種から林業への新規参入や女性労働者の活躍・定着等に取り組む。

さらに、担い手を受け入れる森林組合等の林業経営体に対しては社会保険制度の充実、労働環境の改善を支援するものとする。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

① 高性能林業機械の導入促進

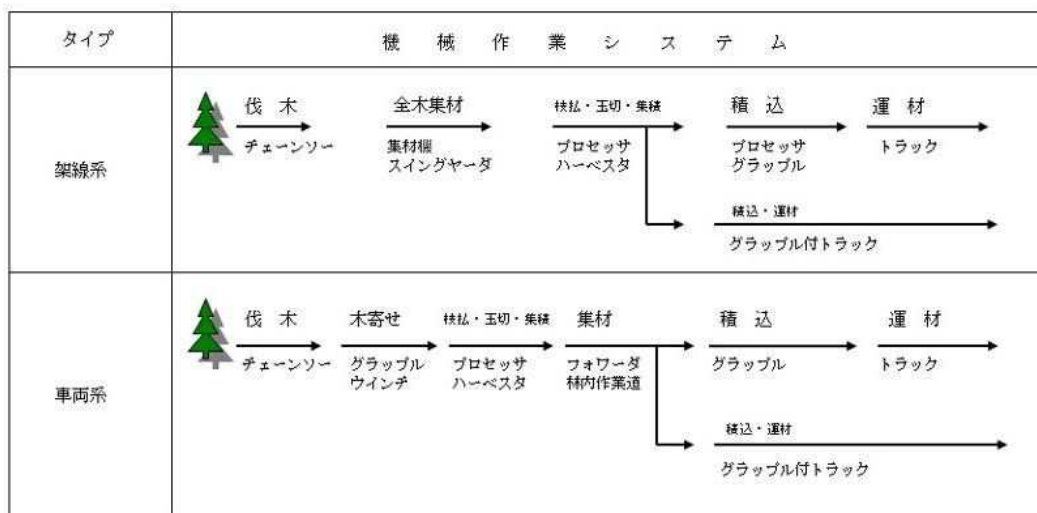
生産性の向上及び労働環境の改善を図るため、地形等の条件に適した高性能林業機械の導入を図るとともに、機械作業システムの確立とその普及及びオペレーターの養成を推進するものとする。

また、機械の効率的な利用を確保するため、森林施業の共同化による施業規模の拡大及び機械作業に必要な路網等の基盤整備に努めるものとする。

② 機械作業システムの目標

地形、経営形態等地域に応じた機械作業システムの定着を図るものとする。

イメージ図



(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

① 木材流通の合理化

林業経営体による計画的な受託の推進などにより、安定的な木材生産の推進及び共同出材による出材ロットの拡大を図るため、ストックポイ

ントの活用を推進する。

② 高品質な製材品の供給力を強化

曲がりや割れが少ない確かな品質の製材品の供給が求められることから、人工乾燥材の生産を拡大するとともに、寸法や強度が証明された J A S 材の供給体制を整備する。

③ 合法性確認木材に係る取組の推進

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和 5 年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

（６）その他必要な事項

山村の定住条件の整備の一環として、山村地域での収入機会の拡大に努める。

特に、竹林整備により発生する竹材のチップ化による素材用途の拡大など、未利用資源の活用を促進する。

また、里山保全への地域の取り組みを促進することなどにより、山村集落における生活環境施設等の整備に努めるものとする。

第 4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次の表のとおり定めるものとする。

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(単位 面積: ha)

所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町	地 区 (林 班)			
福岡市	001-005,007,009,011,013-017,021,027-028,031-035,038-040,042,045-047,049,051-053,061-069,071-073,076-077,079-080,083-088,095,097-098,100,102-103,107-108,110-111,115-118,121,124-127,129,134,136,155,157,161-162,165-170,173-185,187-189,191-195,197-205,207,210-211,214,216-217,219-228,230-232,234,236-239,242,244-245,247,249-253,255,257-260,262,264-266,270-271,274-277,279-287,289,291-296,298	1,574	各保安林の指定施業要件によるものとする。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 飛砂防備保安林 防風保安林 潮害防備保安林 魚つき保安林 航行目標保安林 保健保安林
筑紫野市	001-019,024,026,030-032,041,048-049,051-054,057,060-061,064,071,073-086,090-096	1,372		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 干害防備保安林 保健保安林
大野城市	001,003-004,006,010-015,017,023,026-033,035-036,038-051	456		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林
宗像市	015-016,021,032-034,036-038,047,049,060,065,075,078,080-081,102,109,120,123,125-128,139,145-147,149-150,152,154,156,162,165,175-177,201-206,208-213,216-217,220-222,226-227,233,235-237,242,251-253,255,258-259,261,271-273,275,301-304,306,311	501		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 飛砂防備保安林 防風保安林 魚つき保安林 保健保安林 風致保安林
太宰府市	001-003,005-010,012,015-016,018-024,028-029,032-034,036-037	330		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 保健保安林
古賀市	001-009,011-019,032-033	431		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 防風保安林
福岡市	001,007-008,012,019-022,025-028,035,101-104,106-109,111-112,114-115	174		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 防風保安林 魚つき保安林 保健保安林
糸島市	001-023,032-036,038-040,042-055,063-064,071-074,078-081,083-092,094-096,098-115,201,206-207,209-213,219,222-223,225-232,234-239,243-255,257-290,301-306,310,312-313,316-317,320-321,324-325,329,331-333,335,338-340,342,346-350,353-354,356-363,365-366,370-371,374,376,378-387,389	3,522		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 飛砂防備保安林 防風保安林 魚つき保安林 保健保安林 風致保安林
那珂川市	011,013-014,016-017,032-033,038-040,050,052-054,056,059,064,067,069-070,072,074,078,082-083,097-099,101,103,106-115,117-125,127,131,133-146	1,060		水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 保健保安林
糟屋郡	宇美町	001-014,016-018,020-029	739	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 保健保安林
	篠栗町	003-005,007,009-026,029,032-037,039-052,055,057	800	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 保健保安林
	須恵町	002,006-007,009-015,017-019,021-028	306	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林
	新宮町	009-010,024-027	11	土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 防風保安林
	久山町	006-009,016-024,027,029-033,035-044,049-053,055,057-062,065,067	1,196	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林
	粕屋町	001-002	12	土砂流出防備保安林

**(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及び
その搬出方法**

該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

その行為が開発許可を要するものについては、「福岡県林地開発許可申請の手引」により行うこととし、許可制度の適用を受けない地方公共団体及び1 ha 以下の開発行為にあっても同手引を準用し、防災及び環境の保全に努めるものとする。

土砂の採取・盛土その他の土地の形質の変更に当たっては、林地に支障を及ぼさないよう留意し、形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等、必要に応じて法面保護のための施設及び水の適切な処理のための排水施設を設けることとする。その他、土地の態様に応じて流出、崩壊等の防止に必要な施設を設けることなど適切な保全措置を講ずるものとする。

太陽光発電設備の設置にあたっては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可を必要する面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮するものとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

なお、他の法令により、土地の形質の変更に關する規制を受ける場合には、当該法令に定めるところにより所要の手続きを行うこととする。

(4) その他必要な事項

該当なし。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

流域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養^{かん}、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するものとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安林の指定目的のうち、水源の涵養^{かん}、災害の防備の目的を達成するため森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う場合には、保安施設地区の指定を行うことができるものとし、指定期間満了の時に森林であるものについては、既に保安林であるものを除き保安林に転換し管理するものとする。

(3) 治山事業の実施に関する方針

集中豪雨や台風などが原因で発生する山地災害から県民の生命、財産を守り、安心して暮らせる生活環境を維持するとともに、流域治水の取組と連携して浸透・保水機能の維持・向上を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、保安林や海岸防災林の整備・保全、溪間工や山腹工等の治山施設の整備、並びに流木災害リスクを軽減させるための流木捕捉式治山ダム設置や渓流域での危険木除去等を計画的に推進するものとする。

また、流域治水の取組みと連携し森林土壌の保全による保水機能の維持・向上や流木災害のリスク軽減に向けた取組についても併せて推進するものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する方針

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の①～③の全ての要件を満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

特に、造林、保育、伐採その他施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図るものとする。

- ① 下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即した機能を確保するため早急に施業を実施する必要があると認められる森林
- ② 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即した機能を確保し得ると認

められる森林

- ③ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められる森林

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製等及び標識の設置等を適正に行うものとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

① 区域の設定の基準

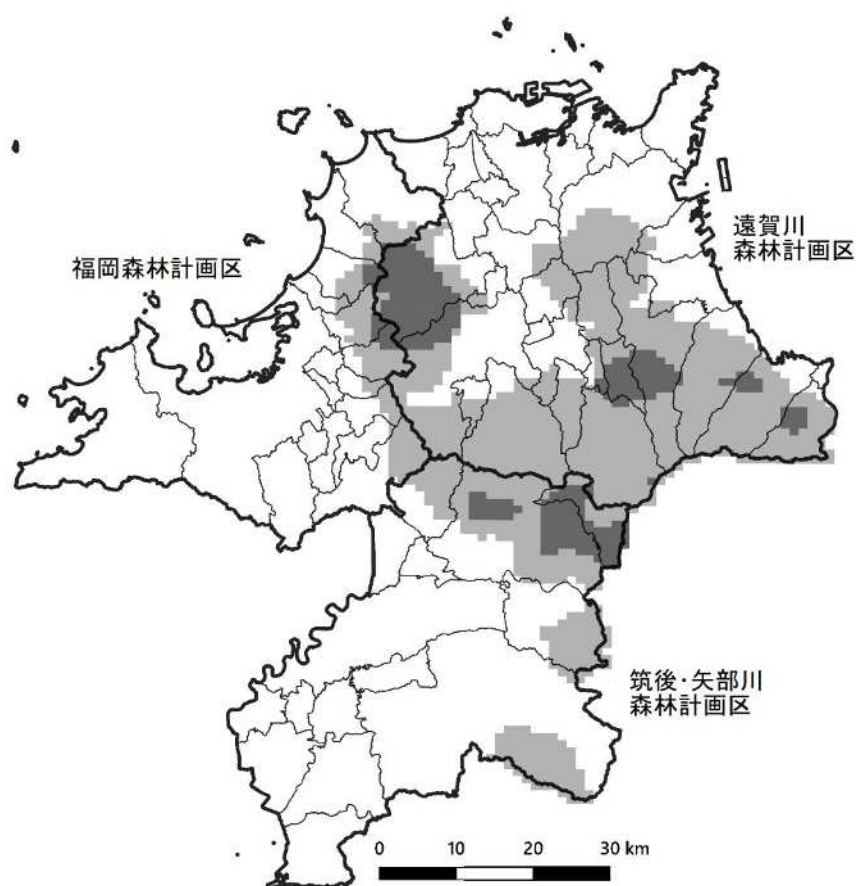
「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）を踏まえ、区域の設定は次の指針を標準として市町村森林整備計画において定めるものとする。

区域の対象とする鳥獣はニホンジカとする。

鳥獣（ニホンジカ）害防止森林区域の指針

シカの生息密度が 3 頭/km ² 以上の地域にある森林の区域
--

参考図：県内のシカ生息密度



鳥獣害防止森林区域

■ シカ密度が 3 頭/km²以上の地域

■ シカ密度が 31 頭/km²以上の地域

② 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ること目的として、鳥獣害の防止の方法は次の指針を標準として、市町村森林整備計画において定めるものとする。

なお、鳥獣害の防止の方法を定めるにあたっては、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策と連携・調整を図ることとする。

鳥獣（ニホンジカ）害防止の方法の指針	
区域内においては、地域の実情に応じて以下の対策を単独または組み合わせて推進する。	
駆除	捕獲（銃器、わな）
防除	防護柵の設置・維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置 等
その他	現地調査等による森林モニタリングの実施、巡視

（２）その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、防護柵や幼齢木保護具等の対策が対象鳥獣の被害防止に対して適切に実施されているかの確認について、現地調査や森林所有者からの情報収集等の実施に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護及び管理については、間伐等による適切な森林管理、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等により病虫害、鳥獣害、風害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととする。

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の早期発見及び早期防除に努めることとする。

特に、松くい虫による被害について適確な防除手段の強化、多様化の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

計画区内においては、シカ以外ではイノシシによる森林被害が報告されていることから、対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域以外のシカによる森林被害については、防護柵の設置等により被害対策を図るとともに、被害の実態を把握し、その防止に向けた頭数管理などを総合的かつ効果的に推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。

(4) その他必要な事項

① 森林の巡視に関する事項

森林所有者等による森林の巡視を通じて、林野火災、風水害、病虫害、獣害、その他の災害及び森林の汚染等の早期発見あるいは開発行為、施設の破損等の発見に努めることとする。

特に、保安林及び森林レクリエーション地域並びに林野火災等の被害が多発する懸念のある地域を、森林の保全のために重点的に巡視する。

② 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

林内歩道、防火線、防火樹帯及び各標識等について、これらの維持に努めることとする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の施業と公衆の利用に供する施設の一体的な整備により、森林の保健機能の増進を図るべき森林をいい、市町村森林整備計画の策定に当たっては次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、保健機能森林の区域及びその他保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域は、優れた自然景観を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等から見て森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林とする。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養^{かん}、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮し、択伐による施業、広葉樹育成施業等多様な施業を実施するものとする。

また、快適な森林環境の維持および利便性に配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を図るものとする。

なお、森林保健施設の立木の期待平均樹高については、標準伐期齢において期待される樹高を市町村森林整備計画に記載するものとする。

(3) その他必要な事項

該当なし。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積：千 m^3)

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,392	1,342	50	730	680	50	662	662	—
前半5カ年の計画量	696	671	25	365	340	25	331	331	—

2 間伐面積

(単位 面積：ha)

区 分	間伐面積
総 数	7,784
前半5カ年の計画量	3,892

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積：ha)

区 分	人工造林	天然更新
総 数	1,673	388
前半5カ年の計画量	836	194

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1)開設

(単位 延長:m 面積:ha)

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年 の計画箇所	指定 林道	備考
開設	林道開設総数			7路線	19,445	1,197			
開設	自動車道	森林管理道	福岡市	長野	600	98			
				板屋寺倉	9,000 2,000	350 69	○	○	起点 那珂川市 終点 福岡市
			小計	2路線	2,600	167			
開設	自動車道	森林管理道 林業専用道	糸島市	獅子舞	655	244	○		(有)
				狐尾	800	30			
			小計	2路線	1,455	274			
開設	自動車道	森林管理道	那珂川市	板屋寺倉	9,000 7,000	350 281	○	○	起点 那珂川市 終点 福岡市
				第2寺倉	4,200	210			
			小計	2路線	11,200	491			
開設	自動車道	森林管理道	篠栗町	東蒲原	1,190	35			
			小計	1路線	1,190	35			
開設	自動車道	森林管理道	須恵町	城山～大谷	3,000	230			
			小計	1路線	3,000	230			

注1 :備考欄の(有)は国有林と関係する路線である。

延長及び箇所数、利用区域の上段は、2つ以上の市町村にまたがる路線の総延長、総面積である。

(2)拡張(改良)

(単位 延長:m 面積:ha)

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年 の計画箇所	指定 林道	備考
拡張	林道拡張総数			22路線	17,566				
拡張	〈改良〉			14路線	11,000				
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	筑紫野市	水呑	480				
				白木野	1,040				
				本谷	550				
				下西山	220				
			小計	4路線	2,290				
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	那珂川市	猿山	800				
			小計	1路線	800				
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	宇美町	仲ノ原・支線1号	540				
				柚ノ木	500				
				大城	500		○		
			小計	3路線	1,540				
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	篠栗町	笹尾	550				
				小葉山支	1,820				
				谷口	490				
				若杉	1,590				
			小計	4路線	4,450				
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	須恵町	清水	540				
				守母	1,380				
			小計	2路線	1,920				

(3) 拡張(舗装)

(単位 延長:m 面積:ha)

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年 の計画箇所	指定 林道	備考
拡張	〈舗装〉			8路線	6,566				
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	那珂川市	下谷	870				
				エゲ平石	720				
			小計	2路線	1,590				
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	宇美町	大久保	400				
				小計	1路線	400			
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	篠栗町	松尾	200				
				蛇谷	1,961				
				郷ノ原	495				
			小計	3路線	2,656				
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	須恵町	本谷	540				
				守母	1,380				
			小計	2路線	1,920				

(4) 林道計画総括表

(単位 延長:m)

区 分		開 設	拡 張			備 考
			計	改 良	舗 装	
計 画 量	前期 (令和7～11年度)	5,155	500	500	0	
	後期 (令和12～16年度)	14,290	17,066	10,500	6,566	
	計	19,445	17,566	11,000	6,566	

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積：ha)

保安林の種類	面積	前半5カ年の計画面積	備考
保安林総数(実面積)	13,270	12,909	
水源かん養のための保安林 (森林法第25条第1項第1号)	8,017	7,880	
災害防備のための保安林 (森林法第25条第1項第2号～第7号)	5,299	5,075	
保健、風致の保存等のための保安林 (森林法第25条第1項第8号～第11号)	3,077	3,077	

注1：保安林総数（実面積）とその内訳とは、2以上の目的を達成するために指定されている保安林があるため一致しない。

(単位 面積:ha)

注1：四捨五入の関係で計と内訳が一致しないことがある

(単位 面積:ha)

注1：四捨五入の関係で計と内訳が一致しないことがある。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(単位 面積：ha)

区 分	種 類	指定施業要件の整備区分				
		伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
福岡森林 計画区	水源かん養のための保安林	-	-	491	491	491
	災害防備のための保安林	-	-	615	615	615
	保健、風致の保存等のための保安林	-	-	25	25	25
	計	0	0	1,131	1,131	1,131

注 1：面積は計画期間中の合計。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業 施行地区数	前半5カ年の 計画地区数	主な工種	備 考	
市 町	区 域 （ 林 班 ）					
福岡森林計画区計		119	62			
福 岡 市	1,6,7,47,121,124,129,165,166,167,185, 195,228,230,275	15	8	溪間工、山腹工、本 数調整伐		
筑 紫 野 市	10,13,14,30,31,48,61,83,84,92	10	5	溪間工、山腹工、本 数調整伐		
春 日 市						
大 野 城 市	10,27,28,30,43,44,46,47,49	9	5	溪間工、本数調整伐		
宗 像 市	146,152,205,236,253,261,271,275,302	9	5	溪間工、山腹工		
太 宰 府 市	7,8,16,18,19,23,24,28,29,37	10	5	溪間工、山腹工、本 数調整伐		
古 賀 市	1,7,13,19,32,33	6	3	溪間工、本数調整伐		
福 津 市	1,12	2		溪間工		
糸 島 市	4,15,74,87,248,255,263,271,272,303,304,342,348,356, 374,376,378,383,387	19	11	溪間工、山腹工、本 数調整伐		
那 珂 川 市	43,53,63,73,74,78,79,133,142,144	10	5	溪間工、山腹工、本 数調整伐		
糟 屋 郡	宇 美 町	4,11,12,17,20,22	6	3	溪間工、本数調整伐	
	篠 栗 町	15,22,33,40,41,45,47,48,55	9	5	溪間工、山腹工、本 数調整伐	
	志 免 町					
	須 恵 町	7,12,21,25	4	2	溪間工、山腹工	
	新 宮 町	17	1		溪間工	
	久 山 町	6,7,16,32,44,45,58,60,62	9	5	溪間工、山腹工、本 数調整伐	
	粕 屋 町					

注1 区域欄には、当該区域に属する林班、字名又は対象区域の代表的地名を記載する。

注2 治山事業施行地区数欄には、実施すべき治山事業の数量を計上する。

注3 計画期間の後半5ヵ年分の数量は市町村別に記載しても差し支えない。

注4 主な工種欄には、当該区域における治山事業の主な工種（溪間工、山腹工、地下水排除工、本数調整伐）を記載する。

治山事業計画総括表

単位 地区

区 分		施行地区数
計 画 量	前 期 (令 和 7 ～ 1 1 年 度)	62
	後 期 (令 和 1 2 ～ 1 6 年 度)	57
	計 画 期 間 計	119

**6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法
及び時期**

該当なし。

第 7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令（条例を含む）により、施業について制限を受けている森林の施業方法については、別表のとおり定める。

2 その他必要な事項

該当なし。

別 表

別表 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(単位 面積：ha)

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 の 方 法		備 考
	市町	区域(林班)		伐採方法	その他	
水源かん養保安林		(市町別内訳のとおり)	7,734	市町別内訳の各制限林の種類ごとに記述しているとお り。	市町別内訳の各制限林の種類ごとに記述してい るとおり。	
土砂流出防備保安林			4,498			
土砂崩壊防備保安林			17			
飛砂防備保安林			48			
防風保安林			216			
水害防備保安林			—			
潮害防備保安林			0			
干害防備保安林			21			
防雪保安林			—			
防霧保安林			—			
なだれ防止保安林			—			
落石防止保安林			—			
防火保安林			—			
魚つき保安林			68			
航行目標保安林			2			
保健保安林			2,914			
風致保安林			94			
国定公園第一種特別地域			188			
国定公園第二種特別地域			945			
国定公園第三種特別地域			1,280			
県立自然公園第一種特別地域			—			
県立自然公園第二種特別地域			430			
県立自然公園第三種特別地域			902			
都市計画法による風致地区			—			
自然環境保全地域			86			
鳥獣保護法による特別保護地区			69			
文化財保護法による史跡名勝・ 天然記念物に係る指定地等			1,061			

(市町別内訳)

(単位 面積:ha)

種 類	森林の所在		面 積
	市 町	区域(林班)	
水 源 かん 養 保 安 林	福 岡 市	121,125-126,087-088,110,202-204,223-228,230,275-276,279,283,127	478
	筑 紫 野 市	001-003,005-018,024,026,030-031,048,073-074,076-080,082-085,090-096	1,151
	大 野 城 市	028-032,039-040,042-045,047-051	207
	宗 像 市	033,036-038,047,049,078,081,125,127-128,146-147,149-150,162,176-177,220-221,304	226
	太 宰 府 市	003,005,007,028	35
	古 賀 市	001-009,011-015,018-019	386
	福 津 市	007-008,012,025-028,111	122
	糸 島 市	001,003-009,018,020-023,043,045-053,080-081,084-086,088-092,098-115,210-211,230-232,245,252-255,263-270,276-278,348-350,354,358,360,365-366,381	2,156
	那 珂 川 市	064,067,069-070,072,074,122,131,133-146	704
	糟屋郡	宇 美 町 002-008,016-018,020-021	326
		篠 栗 町 010-016,020-025,032-033,036-037,039-041,050	531
		須 恵 町 009-014,021,023-027	234
		久 山 町 006-007,016-018,021-024,027,029-033,035-044,049-053,055,057-062,065	1,178
	計		7,734
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	福 岡 市	002-003,005,009,011,013,015,017,021,027-028,031-034,038-040,042,049,051,053,061-065,067-069,071-073,076-077,079-080,086,095,097-098,100,102-103,107-108,111,115-118,126-127,129,134,136,155,168-170,173-185,187-189,191-195,197-201,204-205,207,210-211,214,216-217,219-222,228,230-232,234,236-239,242,244-245,247,249-253,255,257-260,264-266,270-271,274,277,279-282,284-287,289,291-296,298	974
	筑 紫 野 市	003-004,006,011,013,015,017,019,024,032,041,049,051-054,057,060-061,064,071,073-076,078-079,081-082,084-086,090-094,096	216
	大 野 城 市	001,003-004,006,010-015,017,023,026-030,033,035-036,038-046,048-050	247
	宗 像 市	015-016,021,032-034,060,065,080-081,102,109,120,123,126-127,139,145-147,149,152,154,156,165,175,202,204,209-213,216-217,220-222,226-227,233,235-236,242,251-253,255,258-259,261,302-303,311	184
	太 宰 府 市	001-003,005-010,015-016,018-024,028-029,032,034,036-037	293
	古 賀 市	001-003,006-007,011,013,016-017,019	6
	福 津 市	007-008,019-022,025-028,035,102,104,106-109,111,115	19
	糸 島 市	001-004,007-020,022-023,032-036,038-040,042-044,049,051-055,063-064,071-074,078-080,083-085,087-088,090,094-096,099,101,112-115,201,206-207,209-213,219,222-223,225-230,234-239,243-255,258-264,266,269-270,272-290,301-302,304-306,312-313,317,320-321,324-325,329,331-333,335,338-340,342,346-350,353-354,356-357,359-363,365-366,370-371,379,383,385	1,354
	那 珂 川 市	011,013-014,016-017,032-033,038-040,050,052-054,056,078,082-083,097-099,103,106-115,117-125,127,133	357
	糟屋郡	宇 美 町 001-002,005-014,016-017,021-029	392
		篠 栗 町 003-005,007,009-010,015,017-021,023-026,029,032-037,042-052,055,057	241
		須 恵 町 002,006-007,009-015,017-019,021-024,028	180
		新 宮 町 009-010,026	3
		久 山 町 008-009,016,018-021,023,033,036,043-044,061-062,067	18
		粕 屋 町 001-002	12
	計		4,498

注 四捨五入の関係で計と内訳が一致しない場合がある。

施業方法				備考
伐 採 方 法		方 法 限	その他	
方	法			
1 原則として、主伐にかかる伐採種を定めない。		(1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度は、森林法施行令第4の2第3項の規定により公表される面積とする。なお、一箇所当りの面積の限度は箇所別に別途定める。	① 植栽の定めのある森林においては、 ・ 満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。	○伐採方法は別途箇所別に定める。(ただし、主伐にかかる伐採種が択伐であって、植栽が定められていない森林においては土砂流出防備保安林と同様の施業の方法とする。)
2 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期以上のものとする。		(2) 植栽を定める森林における、伐採年度ごとに択伐により伐採することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積に択伐率(当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積を除いて算出された率。ただし、その算出された率が10分の4を超えときは10分の4とする。)を乗じて得た材積を超えないものとする。	・ 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。	
3 間伐に係る伐採をすることが出来る箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。		(3) 伐採年度ごとに間伐により伐採することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲の材積を超えないものとする。	・ スギ、ヒノキ、マツ、クスギ、その他当該地域で一般に造林が行われ、かつ、当該森林において適確な更新が可能である高木性の広葉樹を植栽するものとする。	
			② 植栽以外の方法により適確な更新が期待できる場合には、植栽は定めない。	
1 原則として、主伐にかかる伐採種は択伐とする。		(1) 伐採年度ごとに択伐により伐採することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積に択伐率(当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積を除いて算出された率。ただし、その算出された率が10分の3を超えときは10分の3とする。)を乗じて得た材積を超えないものとする。	① 植栽以外の方法により適確な更新が期待できる場合には、植栽は定めない。	○伐採方法は別途箇所別に定める。(ただし、主伐にかかる伐採種を定めない箇所であって、植栽を定める森林及び主伐にかかる伐採種が択伐であって、植栽を定める森林においては水源かん養保安林と同様の施業の方法とする。)
2 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期以上のものとする。				
3 間伐に係る伐採をすることが出来る箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。				

(市町別内訳)

(単位 面積:ha)

種 類	森林の所在		面 積
	市 町	区域(林班)	
土砂崩壊防備林	福岡市	014,035,061,064,262,157,175-176	2
	筑紫野市	078,093	0
	宗像市	075,216,236-237,253,301-302,306	4
	太宰府市	012,018,023,033	2
	古賀市	001,003,006	1
	福津市	035,108	2
	糸島市	043,055,243,316	1
	那珂川市	059,101,114,133	1
	糟屋郡	宇美町	010
		篠栗町	019,025,034-036
		新宮町	026
		久山町	009,020
	計		17
飛砂防備林	福岡市	007,047	20
	宗像市	205,271	24
	糸島市	248,303	4
	計		48
防風林	福岡市	001,004,007,016,042,045-047,052,083,085,161-162,165-169,173-174	100
	宗像市	205-206,208,272-273,275	27
	古賀市	032-033	38
	福津市	024-027	25
	糸島市	201,248,252,255,257,271-272,283,303,310,374,376,378,380-383,386-387,389	20
	糟屋郡	新宮町	001,101,103,111,114-115
	計		216
潮害防備林	福岡市	016	0
	計		0
干害防備林	筑紫野市	048	21
	計		21
魚つ安森林	福岡市	042,045,084	2
	宗像市	201-204	38
	福津市	112,114	8
	糸島市	257,271,384,386	20
	計		68
航行目標林	福岡市	066	2
	計		2
保健保安林	福岡市	039,047,071,085,100,107,124,126-127,168-169,173-174,180,200,204,237,250,252,276,283	273
	筑紫野市	009,073,092-093,095-096	155
	大野城市	012-015,027-032,048,050	267
	宗像市	078,213	41
	太宰府市	005,007,015-016,018-022,034,036	133
	福津市	112	0
	糸島市	003-004,080,091,098,102,105,111,219,230-232,235-239,252-254,260,263-270,272-274,279,284,287,289-290,305-306,383-385	1,192
	那珂川市	131	17
	糟屋郡	宇美町	004,023-026
		篠栗町	009,012,015-018,020-021,024-025,039-041,043,046
		須恵町	009-014,024,027
	計		2,914
風致保安林	宗像市	311	92
	糸島市	248,252,257	2
	計		94

注 四捨五入の関係で計と内訳が一致しない場合がある。

施業方法				備考	
伐採方法		方 法			その他
方	法	制	限		
土砂流出防備保安林に同じ。		土砂流出防備保安林に同じ。		土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。
土砂流出防備保安林に同じ。		土砂流出防備保安林に同じ。		土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。
土砂流出防備保安林に同じ。		土砂流出防備保安林に同じ。		土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。
土砂流出防備保安林に同じ。		土砂流出防備保安林に同じ。		土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。
土砂流出防備保安林に同じ。		土砂流出防備保安林に同じ。		土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。
水源かん養保安林に同じ。		水源かん養保安林に同じ。		水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
土砂流出防備保安林に同じ。		土砂流出防備保安林に同じ。		土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。
土砂崩壊防備保安林に同じ。		土砂崩壊防備保安林に同じ。		土砂崩壊防備保安林に同じ。	土砂崩壊防備保安林に同じ。
土砂流出防備保安林に同じ。		土砂流出防備保安林に同じ。		土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。
土砂流出防備保安林に同じ。		土砂流出防備保安林に同じ。		土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。

(市町別内訳)

(単位 面積:ha)

種 類	森 林 の 所 在		面 積
	市 町	区 域 (林 班)	
国定公園第一種特別地域	福 岡 市	085,165	19
	宗 像 市	205,271	42
	古 賀 市	032-033	34
	福 津 市	001,103,111,113-115	82
	糸 島 市	271,283,285,288,303,344-345,389	11
	計		188
国定公園第二種特別地域	福 岡 市	001-002,004-005,015,047,052-053,062-063,065-066,081-082,168,170,174,177	299
	宗 像 市	201-204,272-273	56
	福 津 市	109-112	154
	糸 島 市	064,201-202,240-241,243-244,257-259,271,280,283,285,287-288,290,304-306,356-362,366,379,383-385	412
	糟屋郡 新 宮 町	026-027	24
	計		945
国定公園第三種特別地域	福 岡 市	002-004,007-010,016,042-046,053-054,056-062,064-065,074-075,087,089,097,152-153,158-159,165,170-171,173-177	574
	宗 像 市	201-205,214,239-245,258-259,261,271,275,278	212
	福 津 市	001,111,113-115	63
	糸 島 市	073-074,252,255,257,302-304,306-308,310,343-347,373,386,388-390	347
	糟屋郡 新 宮 町	009-010,016-018,024	85
	計		1,280
県立自然公園第二種特別地域	大 野 城 市	011-015	87
	太 宰 府 市	015-016,018	82
	糸 島 市	005-006,012,014,016-017,050,107,233-236,264-265,269-270,275-276	77
	那 珂 川 市	116,128-130	14
	糟屋郡 宇 美 町	024-026	170
	計		430
県立自然公園第三種特別地域	福 岡 市	250-252,255,263,265-266,268-270,273-276	215
	筑 紫 野 市	027,048-049	78
	糸 島 市	003-004,034-035,039-040,049-053,106-107	170
	那 珂 川 市	122,129-130,140	119
	糟屋郡 篠 栗 町	009-010,017-018,032,034-036,039-041,044,050,052	226
	須 恵 町	010-014,024,026	93
	計		902
県自然環境保全地域	宗 像 市	310-311	72
	糟屋郡 久 山 町	020	15
	計		86
鳥獣保護法による特別保護地区	宗 像 市	311	69
	計		69
文化財保護法による史跡名勝・天然記念物に係る指定地	筑 紫 野 市	013-014,030-031,035,040,053-057,073,075,086	222
	春 日 市	001,004,008	2
	大 野 城 市	014,018,023,026-027,032-033,035,038-040	26
	宗 像 市	304,311	69
	太 宰 府 市	005,007-008,015-026,034,036	433
	福 津 市	103,105,108	6
	糸 島 市	023,071,073,202,239,245-246,267-268	85
	那 珂 川 市	007-008,020-021	13
	糟屋郡 宇 美 町	017-018,021,023-026	169
	久 山 町	046,048-049	36
	計		1,061

注 四捨五入の関係で計と内訳が一致しない場合がある。

施 業 方 法			備 考
伐 採 方 法		そ の 他	
方 法	制 限		
1 伐採種は、禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐を行うことができる。			
2 単木択伐による伐期齢は、標準伐期齢に10年以上を加えたものとする。			
3 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。			
1 伐採種は、択伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り皆伐を行うことができる。			
2 伐期齢は、標準伐期齢以上とする。			
3 択伐率及び伐採面積 (1) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の 30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (2) 皆伐による場合の1箇所当りの面積は2 ha以内とする。また、伐採箇所は可能な限り分散させるものとし、更新後5年を経過しなければ連続して設定できないものとする。			
第三種特別地域内の森林は、全般的に風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。			
国定公園第二種に同じ。			
国定公園第三種に同じ。			
伐採種は、禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等、自然環境に著しい変化を招く恐れのない場合には、現在蓄積の10%以内の単木択伐を行うことができる。			猪野自然環境保全地域 大島自然環境保全地域 沖ノ島自然環境保全地域
伐採種を定めない。(状況により択伐又は禁伐)	現存木の保護育成に努める。その他は、水源かん養保安林に同じ。		
伐採種を定めない。(状況により択伐又は禁伐)	現存木の保護育成に努める。その他は、水源かん養保安林に同じ。		

